

国語科教員養成と日本語教員養成において

日本語学関連科目が果たす役割

笹井 香

(岡山理科大学教育学部)

岡山理科大学教育学部中等教育学科は、近年の小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の増加にともない喫緊の課題となっている、教員免許状と日本語教員資格の両方を有する人材の育成に取り組んでいる。その中で、日本語学関連科目が国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している学生にとって、どのような役割を果たしているのかをアンケート調査を実施して把握した。その結果、日本語学関連科目の受講によって日本語を一つの「言語」として客観的に認識できるようになっていること、日本語教員養成課程における模擬授業や教育実習時の知識的な土台として実践的に機能していること、日本語教員の資格取得のための試験対策として機能していることなどが明らかとなった。一方で、日本語学関連科目の学習内容は国語科教員養成課程での活動ではほぼ意識されておらず、学生の意識においては、日本語学領域と国語科における学びの関連が希薄であること示唆された。

キーワード：日本語学関連科目、国語科教員養成、日本語教員養成、教員養成系学部における日本語教員養成

1. はじめに

岡山理科大学教育学部中等教育学科は、2016年の開学当時から、国語教育コースと英語教育コースの2コースが設置されている。教員養成系学部であり、中学校教諭一種（国語）免許状、高等学校教諭一種（国語）免許状、中学校教諭一種（英語）免許状、高等学校教諭一種（英語）免許状の取得が可能である。2020年度より、既存の2コースに加えて、国際日本語教育コースが設置され、2024年度現在は3コース体制で、日本語教員養成も行っている。これは、近年の小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の増加にともない喫緊の課題となっている、教員免許状と日本語教員資格の両方を有する人材の育成につながる、時勢に適った取り組みである。

日本語母語話者など日本語を既に習得している人を対象に行う「国語教育」と、非母語話者を対象とする「日本語教育」は同じ日本語を教えるものでありながら、教育する対象も目的も内容も全く異なっている。国語教育において日本語は生得的に習得できていることが前提であるため、言語教育としての側面が希薄である。それに対して、日本語教育は言語教育であり、日本語そのものを学習するものである。そこで学ばれているのは「外国語としての日本語」である。小・中・高等学校において国語教育を経験してきた日本語母語話者は、日本語を言語として意識する機会が決して多くはなく、そのような日本語母語話者が日本語教員資格取得を目指すとき、まず日本語を言語として把握することや、「外国語としての日本語」を理解することが日本語教員としての勉強の始まりとなる。本学における日本語教員養成課程を履修している学生の大半も日本語母語話者である。

そのような中で、日本語学関連科目は国語教育と日本語教育をつなぐものとして期待されている。岡山理科大学教育学部中等教育学科の国語科教員養成課程と日本語教員養成課程においても、「日本語学概論」、「日本語文法」、「日本語史」などの日本語学関連科目が両方に関わっている。そこで、本稿では、筆者が担当する日本語学関連科目（「日本語学概論」、「日本語文法」、「日本語史」）が、国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している学生にとって、森篤嗣（2024）がこれらの科目に対して期待する「日本語学を通して日本語教育の存在を伝えるという役割」（p.105）以外にも、「外国語としての日本語」や「言語としての日本語」の視点を身につける一助となっているのか、国語科教育や日本語教育の模擬授業や実習においてどのような意義があったのか（あ

るいはなかったのか)、教員採用試験や日本語教員資格取得のための試験の勉強として実質的に機能したのかなどを、アンケート調査に基づいて考察し、日本語学関連科目の意義や機能を把握することを試みる¹。

まず、2節で、小・中・高等学校等において日本語教育の需要が高まっていることとその背景及び、教員免許状と日本語教員資格の両方を有する人材を育成する必要があることの根拠を述べる。次に3節において、国語科教員養成課程と日本語教員養成課程のカリキュラム、両課程に関わる日本語学関連科目が期待されている役割、日本語学関連科目の授業内容について説明する。4節で、国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している学生を対象に実施した日本語学関連科目に関するアンケート調査の結果を報告し、分析を行う。

2. 小・中・高等学校等における日本語教員資格を有する人材の必要性

「日本語指導が必要な児童生徒」とは、文部科学省ホームページ『文部科学省』「日本語指導の対象となる児童生徒」によると、「海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、重国籍や保護者の一人が外国籍である等の理由で日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情により、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒」を指す。文部科学省総合教育政策局国際教育課（2024）によると、公立の小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加しており、2023年5月1日時点において、69,123人にのぼる。このうち外国籍の児童生徒は57,718人で、小・中・高等学校等の公教育の現場においても、日本語を母語としない児童生徒への日本語教育が必要となっている（p.3）。

このように、小・中・高等学校等において日本語教育能力をもつ人材を確保する必要が生じており、教員免許と日本語教員資格の両方を持つ人材が強く求められている。教員採用試験では、日本語教員資格を有している受験者には加点して優遇する措置をとっている自治体もある²。

近年の「日本語指導が必要な児童生徒」の増加は、よく知られているように、2019年に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな外国人材受け入れのために在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設された³ことの影響が大きい。内閣府（2024）によると、日本で働く外国人労働者数については「2023年10月末時点で、我が国の外国人労働者数は約205万人と過去最高を更新し、全雇用者の約3.4%を占める」（p.200）までになっている。厚生労働省（2024）によると、外国人労働者の在留資格別の割合は、「専門的・技術的分野の在留資格」が外国人労働者数全体の29.1%（595,904人）を占めており、そのうち「特定技能」の外国人労働者数は138,518人（前年比で59,464人（75.2%）増加）となっている（p.7）。特定技能2号では、家族を帯同しての来日が認められており⁴、在留資格「特定技能」の創設が、小・中・高等学校などの学校教育の現場における日本語指導が必要な児童生徒の増加の一因となっているのである。このような増加傾向が今後も継続することは、内閣府（2024）が「現在、製造業・非製造業ともに企業の人手不足感が歴史的に高い状態にあり、少子高齢化に伴う労働力人口の下押し圧力が続く中にあることは、今後も労働市場における外国人労働者の重要性は高まりこそすれ、低下することはないと見込まれる。」（p.200）と述べていることから明白である。したがって、今後、小・中・高等学校等における日本語教育能力を有する人材の需要はますます高いものとなる。

なお、義務教育諸学校に在籍している児童生徒に対して「主たる指導者として日本語指導を行う日本語指導担当教員は、常勤・非常勤講師を含む教員であり、小学校であれば小学校教諭の免許状が、中学校であれば中学校教諭の免許状が必要」⁵であるため、日本語教員資格と教員免許状の両方を有する人材の育成が急務なのである⁶。

一般的によく耳にする誤解に「日本語母語話者であれば誰でも、非母語話者に日本語を教えることができる」というものがある。しかし、日本語母語話者であるだけでは、非母語話者に外国語としての日本語を教えるのはほぼ不可能であろう。言語を教授するためには、少なくとも、言語についての知識と、その言語についての教授法の知識と技術が必要である。特に日本国内で行われる日本語教育の場合、主に直接法が用いられることが多いため、日本語教授法の知識と技術の重要性が大きくなる。日本語母語話者として国語教育を受けていても、「言語としての日本語」、あるいは「外国語としての日本語」についての知識や、日本語教授法の知識と技術をもたないため、非母語話者に対する日本語教育能力を有してはいないからである。

そもそも国語教育と日本語教育とは、根本的に性質を異にする。森（2024）が「同じ「日本語」を教える教育として学校教育における国語教育と、外国人に対する日本語教育は比較されることがありつつも、基本的には遠い存

在として語られてきた」(p.102)と述べるように、同じ「日本語」を教える教育ではあるが、柴田武(1976)が「国語教育」は、日本人に日本語を教えることであり、「日本語教育」は、外国人に日本語を教えることである。」(p.5)と端的に記述するとおり、国語教育と日本語教育とは教育する対象が異なる。ここでいう「日本人」とは日本語母語話者のことであり、「外国人」とは日本語非母語話者を意図したものだと考えられる。

石田敏子(1998)は、国語教育を「日本人及び日本人と同等レベルの日本語能力を持つ者を対象として日本語を教えること」とし、その内容について「日本語をすでに知り、使用している人たちが対象になるわけであるから、日本語の基本的構造そのものを教えるのではなく、むしろ、日本語についての教育が中心になる。読み書きが重要な位置を占め、日本語をいかにみがくかが主眼点となる。日本語をコミュニケーションの手段としてではなく、文化の一端として学ぶ。」と指摘する(pp.3-4)。一方、日本語教育については「外国人を対象」とする「日本語の技能の教育」で、「帰国生のなかで日本語能力が十分ではないと判断された者を対象とする教育、中国からの帰国者や日本に定住を希望する人たちを対象とする教育もここに含まれる。」とし、「日本語についての教育は日本語教育ではなく、日本語が使えるようになってから始める専門教育の領域に入る。したがって、「日本語教育」は外国語教育及び第二言語教育の分野に属し、国語教育とは一線を画している。」と述べる(pp.3-4)。つまり、日本語教育の目的は、日本語を「コミュニケーションの手段として」使用できるようになることであり、国語教育と日本語教育は、ともに「日本語」を教える教育ではあるが、それぞれに異なる対象、目的、内容をもつものなのである。

森(2024)もまた、「児童生徒から見た国語教育と日本語教育」という観点から、国語教育について「国語の授業では小中高に渡って文学的教材と説明的教材を中心に学んでいく。最近では言語活動教材の扱いも大きくなったが、国語の授業は読解中心であるのが実情である。(中略)「国語教育は日本語能力を向上させなければならない」という使命感は薄く、国語教育は「経験」として消費されていく。文学や詩、古典を読むという経験は、日本文化の教養としては悪くはないが、全教科で最も時間数を割く教科としては物足りなく感じる児童生徒も多いだろう。」と述べており(p.103)、石田(1998)同様に、国語教育は日本語能力の向上をその主たる目的とするものではないということ、そして、国語教育において文化の一端を学ぶことが中心的な内容であることを指摘している。加えて、森(2024)は、国語教育が「文学的教材と説明的教材を中心に学んでいく」ものであり、「読解中心」の教育であることも指摘している。つまり、国語教育は、「言語活動教材の扱い」が「大きくなった」最近においても、日本語を言語として教授するものではないのである。

国語教育に言語教育としての側面が希薄である以上、小・中・高等学校の国語教育は、日本語を言語として意識する機会にはなりにくい。そして、非母語話者を対象とする日本語教育の視点を得ることもつながらない。日本語母語話者であっても、非母語話者に日本語を教えるには、大学で日本語教員養成課程を履修したり、日本語教員養成講座を受講したりするなどして日本語教育についての知識と技術を習得する必要がある。

このように、国語教育と日本語教育とは本質的に異なっていることから、小・中・高等学校等において高まる日本語教育の需要に対応するには、教員免許状をもっているだけでなく日本語教員資格をも有する人材を育成しなければならないのである。

3. 国語科教員養成課程と日本語教員養成課程に関わる日本語学関連科目

森(2024)は「国語科教員養成は教職に関する科目を重視しており、かつ国内の日本語教育では日本文学・漢文学をほとんど扱わないため、両者の重なりは日本語学のみというのが現状である。」(p.105)と指摘する。そして、日本語学関連科目は、「国語教育と日本語教育をつなげるという観点」から「極めて重要な役割を持つ」もので、多数を占める国語科教員養成課程のみを履修する学生に対して、「日本語学を通して日本語教育の存在を伝えるという役割を期待したい」と述べる(p.105)。

岡山理科大学教育学部中等教育学科においては、日本語学関連科目の多くが国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方に関わっているため、日本語を国語として捉える視点と、日本語を外国語として捉える視点と、日本語を言語として捉える視点に対応した内容となっている。(これについては本節で後述する。)そのため、日本語学関連科目を履修すると、国語科教員養成課程、日本語教員養成課程のいずれを履修していても、学生にとって

は、日本語を国語として捉えるだけでなく、「外国語としての日本語」や「言語としての日本語」についての知見を得る機会となると考えられる⁷⁾。

岡山理科大学教育学部中等教育学科における、国語科の教員免許状（中学校一種、高等学校一種）の取得に関わる科目を、以下に、表1「教科及び指導法に関する科目」の履修 国語教育コース（中学校一種：国語／高等学校一種：国語）」として示す。また、日本語教員養成課程の科目一覧を、表2「中等教育学科における国際日本語教員養成課程 科目一覧」として次頁に示す。表1、表2が示すように、日本語学関連科目（表1「科目」欄「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」に対応する「授業科目」欄に記載の科目）のうち「日本語学概論」、「日本語文法」、「日本語史」、「日本語表現」が国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方に関わる科目として開講されている。そのため、これらの科目は、国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方に対応した内容となっている。

ただし、「日本語表現」については、笹井香・奥野新太郎（2024）で授業における取り組みについて報告し、その教育効果を論じているように、口頭での発表能力や文章作成能力などの日本語表現能力の総合的な育成を目的とする演習科目であり、ここでは論外とする。

表1「教科及び指導法に関する科目」の履修 国語教育コース（中学校一種：国語／高等学校一種：国語）
（出典：岡山理科大学教育学部『履修の手引 令和6年度（2024）』p.11）

教育職員免許法に定める科目			本学の開講科目				
科目	最低修得単位数		授業科目	履修年次・期	単位数	教免必修	備考
	中	高					
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1	1	日本語学概論	1・春	2	◎	教免必修の必修科目は◎、選択科目は○で示す。
			日本語文法	1・秋	2	○	
			日本語史	2・春	2	○	
			日本語表現	2・秋	2	○	
			国語科内容論A	3・春	2	◎	
国文学（国文学史を含む。）	1	1	日本文学概論	1・春	2	◎	○の中から ・ 中5単位 ・ 高6単位 以上修得
			日本文学史	1・秋	2	○	
			日本文学Ⅰ（古典）	2・春	2	○	
			日本文学Ⅱ（近・現代）	2・秋	2	○	
			国語科内容論B	3・春	2	◎	
漢文学	1	1	漢文学概論	1・春	2	◎	
			漢文学Ⅰ	1・秋	2	○	
			漢文学Ⅱ	2・春	2	○	
			国語科内容論C	3・春	2	◎	
書道（書写を中心とする。）	1	1	書写・書道	2・秋	1	◎	中免のみ必修
複合科目	1	1	国語科教育の内容と実践	3・秋	2	○	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	4	国語科教育法Ⅰ	2・春	2	◎	中免のみ必修 中免のみ必修
			国語科教育法Ⅱ	2・秋	2	◎	
			国語科教育法Ⅲ	3・春	2	◎	
			国語科教育法Ⅳ	3・秋	2	◎	
合計	28	24					

表2 中等教育学科における国際日本語教員養成課程 科目一覧

3領域	5区分	16下位区分	岡山理科大学開講科目	選択必修の別	単位数
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	国際理解教育概論	選択	2
			東アジアの言語と文化	選択	2
		②異文化接触			
		③日本語教育の歴史	日本語教育入門	必修	2
		その他	書写・書道	選択	1
			日本文学概論	選択	2
		日本文学史	選択	2	
教育に関わる領域	言語と社会	④言語と社会の関係			
		⑤言語使用と社会	現代日本語の多様性と運用	必修	1
		⑥異文化コミュニケーションと社会	多文化コミュニケーション活動	選択	1
		その他	国際バカロレア概論*	選択	2
言語に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程			
		⑧言語習得・発達	応用言語学	選択	2
		⑨異文化理解と心理	異文化受容と適応	必修	2
		その他	教育心理学	選択	2
		学習心理学	選択	2	
	言語と教育	⑩言語教育法・実習(教授法他)	日本語教育法I	必修	2
			日本語教育法II	必修	2
		⑩言語教育法・実習(コースデザイン、教材分析・作成・開発、授業計画他)	日本語教育演習	必修	2
		⑩言語教育法・実習(教育実習)	日本語教育実習	必修	3
		⑩言語教育法・実習(評価法、授業分析、自己点検能力)	日本語授業の分析と評価	必修	2
			IB教育評価論*	選択	2
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	異文化理解	選択	2
		⑫言語教育と情報	ICT活用教育	必修	2
	その他	20年度生：IB教育課程(1単位)+IB教育方法論(1単位) / 21年度生と22年度生：IB教育課程・方法論(2単位)*	選択	2	
	言語	⑬言語の構造一般	対照言語論	必修	2
		⑭日本語の構造	日本語学概論	必修	2
			日本語文法	必修	2
			日本語音韻論と実践	必修	2
		⑮言語研究			
		⑯コミュニケーション能力	日本語表現	選択	2
		国語探究I	選択	1	
		国語探究II	選択	1	
その他	日本語史	選択	2		

1) この表の56単位の中から30単位(うち必修26単位)以上を取得することで、岡山理科大学発行の「日本語教員養成課程修了証」を取得

2) *印の科目に加えて、IB教育実践研究I(2単位)を履修することにより、「Certificate for Teaching in a Global Context」及び、IBO(国際バカロレア機構)発行の「IB Educator Certificate in Teaching and Learning」の両方が、取得可能。但し、IB教育実践研究I履修のためには全学履修・修了条件：「教育実習」又は「日本語教育実習」履修予定又は履修済みであること。

「日本語学概論」、「日本語文法」、「日本語史」の主な授業内容は以下のとおりである⁸。

【「日本語学概論」（全15回）で扱う主な内容】履修基準年次：1年次

日本語の形態的特徴・系統／音声と音韻／語彙・意味／社会言語学／位相／文字・表記／文法

【「日本語文法」（全15回）で扱う主な内容】履修基準年次：1年次

品詞（学校文法の品詞の捉え方と日本語教育の品詞の捉え方）／品詞（名詞、形容詞、形容動詞）／指示詞／活用（学校文法）／活用（日本語教育の文法）／文の組み立て／格助詞／「は」と「が」の性質／自動詞と他動詞／ヴォイス（受身）／ヴォイス（使役）／モダリティ／テンス／アスペクト／複文

【「日本語史」（全15回）で扱う主な内容】履修基準年次：2年次

標準日本語の成立（上方語の凋落と江戸語の完成、江戸語と本江戸の違い、国民国家としての「国語」など）／音韻史・文字史／語彙史／意味の変化の構造／青信号の色はなぜアオか／日本語教育史（日本国内）／日本語教育史（日本国外）

これらの科目はいずれも国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方に関わっており、両課程に対応した内容で構成されている。いずれの科目でも、国語科教育や日本語教育の実習で必要な知識を導入することや、教員採用試験や日本語教員の資格取得のための試験勉強として機能すること、将来学生が国語科教員や日本語教員となったときにも授業で学んだことが生かせることなどを意識して構成した。

例えば、「日本語文法」の内容を例に挙げると、国語科教育と日本語教育とでは、日本語の文法の捉え方が根本的に異なっている。専門用語だけでなく、品詞の分類の仕方、動詞の分類の仕方、活用の捉え方なども異なる。それは、前節でも述べたように、それぞれが異なる対象、目的をもつことと大きく関わる。そのため、「日本語文法」においては、これについて、具体的にどのような点がどのように異なるのか、という表層的なことだけでなく、なぜそのような違いが生じているのか、という本質まで理解を深めてもらうことを目標としている。このような姿勢は、筆者が担当する日本語学関連科目において一貫したものである。

学校文法を理解できていても、日本語教育には全く対応できない。その逆も然りで、日本語教育における文法を理解しても、学校文法を理解したことにはならない。しかし、上述のような授業内容であるため、「日本語文法」を履修すれば、国語科教員養成課程のみを履修している場合でも、学校現場で日本語指導が必要な児童生徒への対応をする際、ある程度、日本語教育の常識を踏まえて対応できることが期待できる。この点において、確かに、森（2024）が指摘する「日本語学を通して日本語教育の存在を伝えるという役割」（p.105）を果たす可能性は大にあると言えるだろう。

4. 日本語学関連科目についてのアンケート調査の結果と分析

日本語学関連科目（「日本語学概論」、「日本語文法」、「日本語史」）を履修することが、国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している学生にとって、「外国語としての日本語」や「言語としての日本語」の視点を身につける一助となっているのか、国語科教育や日本語教育の模擬授業や実習においてどのような意義があったのか（あるいはなかったのか）、教員採用試験や日本語教員取得のための資格試験の勉強として実質的に機能したのかなどを把握するためにアンケート調査を実施した。実施の詳細は以下に示すとおりである。

調査対象者：国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している3年次学生9名

回答者数：6名

調査方法：Google フォームを利用して実施した。

調査日：2024年12月下旬

質問項目と結果：「4.1. 質問項目と結果」に詳細を述べる。

アンケート調査の対象者を、履修後1年ないし2年以上が経過している「国語科教員養成課程と日本語教員養

成課程の両方を履修している3年次学生」としたのは、国語科教育や日本語教育の模擬授業や実習を経験している学生を対象とする必要があったためである。2024年度の3年次学生において、このアンケート調査の対象となる、国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している学生は9名で、そのうち6名からの回答を得られた。岡山理科大学教育学部における日本語教員養成課程開設は2020年度からであり、2024年度現在、アンケートの対象者自体が少なく、したがって、このアンケート調査の結果から得られる考察は一般化しがたい。そのため、「4.2. アンケート結果の分析」における考察はこのアンケート調査の対象者に限定的なものである。

なお、この研究は岡山理科大学において倫理審査の承認を受けている⁹。アンケート調査の実施に際しては、実施の目的や実施項目についてだけでなく、氏名や連絡先、住所等、個人情報収集しないことや、参加の有無が学業成績や単位取得には一切関わらないことを十分に説明したうえで回答してもらっている。

4.1. 質問項目と結果

アンケートの質問項目とその結果を示す。各項目の回答人数を末尾に（ ）で括弧で示す。

質問1. 「日本語文法」や「日本語学概論」や「日本語史」を履修した理由として該当するものを一つ選んでください。

- ・ 中学・高校の教員になることを希望しているから (3)
- ・ 日本語教員になることを希望しているから (0)
- ・ なるかどうかは分からないが、将来の選択肢の一つとして中高の国語教員免許を取得しておきたいから (0)
- ・ なるかどうかは分からないが、将来の選択肢の一つとして日本語教員資格を取得しておきたいから (0)
- ・ なるかどうかは分からないが、将来の選択肢の一つとして中高の国語教員免許と日本語教員資格の両方を取得しておきたいから (3)
- ・ 留学生と交流したいから (0)
- ・ 教員になることを希望しており、教員採用試験の受験において、自治体によっては日本語教員資格を取得していると加点されるため採用に有利になるから (0)
- ・ その他 (0)

【2. ～12. まで：日本語文法の履修に関する質問】

質問2. 「日本語文法」を受講する以前、中学時代に国語科で現代日本語の文法を学習して以降に文法学習について感じていたことを教えてください。該当する選択肢を全て選択してください。※「その他」を選択した場合は、具体的に内容を記述してください。

- ・ 日本語は自身の考えや情報を伝達する、コミュニケーションための道具であると感じた (1)
- ・ 日本語は英語などの外国語と同じように「言語」であると感じた (2)
- ・ 読解力を高めるために文法の勉強が必要だと感じた (1)
- ・ 文法的に正しい文を作るためには文法の勉強が必要だと感じた (2)
- ・ 学校で文法を学習しなくとも、自然と日本語を話すことができているので特に文法を勉強する必要がないと感じた (2)
- ・ 入学試験に出題されるので受験のために勉強する必要があると感じた (1)
- ・ 何のために日本語の文法を学習しているのかは特に考えなかった (2)
- ・ それについて特に記憶がない (0)
- ・ その他 (0)

質問3. 「日本語文法」を受講して、同じ日本語を対象としていても、学校文法と日本語教育の文法とで用語や格助詞などの扱いが違う理由を理解できましたか。※「その他」を選択した場合は、具体的に内容を記述してください。

- ・十分に理解できた (3)
- ・理解できた点もあるが、少し曖昧な点もある (3)
- ・あまり理解できなかった (0)
- ・全く理解できなかった (0)
- ・その他 (0)

質問 4. 「日本語文法」を受講して、自身が文章を作成する際に、一つ一つの語の機能を意識したり、品詞を意識したりするなど、文法的な正しさを考えるようになりましたか。※「その他」を選択した場合は、具体的に内容を記述してください。

- ・もともとそうだった (0)
- ・もとはあまり考えなかったが、受講後、考えるようになった (4)
- ・文章の作成時に文法的な正しさを考える必要がないので、受講後も考えることはない (1)
- ・その他 (1)

文法的な正しさについてというよりも、言葉の意味や使い方などがふとした時に気になるようになった

質問 5. 「日本語文法」で習得した知識は、日本語教育実習関連の授業で、模擬授業の教案を作成する際に活かすことができましたか。※「その他」を選択した場合は、具体的に内容を記述してください。

- ・はい (6)
- ・いいえ (0)
- ・どちらとも言えない (0)

質問 6. (「質問 5.」で「はい」と回答した方) 具体的にどのような知識が活かせましたか。(6)

- ・文型説明の時に役に立った。日本語文法と学校文法の語句の違い
- ・当たり前に使っている文型を説明するための知識をつけることが出来た
- ・型、時制
- ・用語の違い
- ・文型の知識
- ・イ形容詞などの分類

質問 7. 「日本語文法」で習得した知識は、国語科教育実習関連の授業で、模擬授業の教案を作成する際に活かすことができましたか。

- ・はい (2)
- ・いいえ (2)
- ・どちらとも言えない (2)

質問 8. (「質問 7.」で「はい」と回答した方) 具体的にどのような知識が活かせましたか。(2)

- ・品詞について説明する際に役に立った。
- ・授業で習った内容全般

質問 9. 「日本語文法」で習得した知識は、日本語教育能力検定試験や登録日本語教員のための基礎試験や応用試験など、日本語教員の資格取得のための試験勉強として役にたちましたか。

- ・はい (5)
- ・いいえ (0)
- ・受験しないので分からない (1)

質問 10. 「日本語文法」を受講して、自分たちが学習してきた第二言語の英語などと同様に、日本語を一つの「言語」としても把握するようになりましたか。

- ・はい (6)
- ・いいえ (0)
- ・どちらとも言えない (0)

質問 11. (「質問 10.」で「はい」と回答した方) どのような場面で、自身が日本語を「言語」としても把握するようになった、と実感しましたか。

- ・助詞1つで全然意味の違う文章になってしまうこと
- ・日本語教育の実習時
- ・日本語教育の実習時
- ・友人と何気なく使っている言葉の意味や違いについて議論する際。
- ・これまで無意識に日本語を使えていたからこそ、それぞれの品詞がもつ役割をより意識するようになった。
- ・留学生や実習で関わった方達から、日本語について質問された時

質問 12. 「日本語文法」を履修後に、現代日本語の文法について勉強することにどのような意義があると感じましたか。該当する選択肢を全て選択してください。

- ・日本語の文法を理解できたこと自体 (3)
- ・日本語の文法を理解することで読解力が高くなったこと (2)
- ・日本語の文法を理解することで文法的に正確な文を書き、意図が伝わりやすい文章を作成することを意識できるようになったこと (3)
- ・日本語は考えや情報を伝達するための道具であることを理解できたこと (1)
- ・学校文法と日本語教育の文法との違いを理解し、同じ日本語を対象としていても立場によって様々な考え方があると理解できたこと (1)
- ・留学生など非母語話者から日本語に関する質問をされたときに、根拠を踏まえて説明できるようになったこと (1)
- ・留学生などから突然質問された時、説明できるほどではないが、どうしてなのか考えるようになったこと (1)
- ・高等学校までの国語の授業では得られなかった、言語としての日本語の知識を得られたこと (1)
- ・学校で現代日本語の文法を学習する以前から自然と日本語を話すことができているので、特に文法を勉強する意義はない (0)
- ・日本語教育や国語科教育の模擬授業などの教案作成の役に立ったこと (2)
- ・日本語教員の資格取得のための試験勉強として役にたったこと (2)
- ・国語科の教員採用試験に向けての試験勉強として役に立ったこと (0)
- ・その他 (0)

【13. ～20. まで：日本語学概論の履修に関する質問】

質問 13. 「日本語学概論」で習得した知識は、日本語教育実習関連の授業で、模擬授業の教案を作成する際に活かすことができましたか。

- ・はい (4)
- ・いいえ (1)
- ・どちらとも言えない (1)

質問 14. (「質問 13.」で「はい」と回答した方) 具体的にどのような知識が活かせましたか。 (4)

- ・授業で習った内容全般
- ・授業で習った内容全般
- ・習ったこと全般
- ・文法項目

質問 15. 「日本語学概論」で習得した知識は、国語科教育実習関連の授業で、模擬授業の教案を作成する際に活かすことができましたか。

- ・はい (2)
- ・いいえ (2)
- ・どちらとも言えない (2)

質問 16. (「質問 15.」で「はい」と回答した方) 具体的にどのような知識が活かせましたか。 (2)

- ・文法説明の時
- ・授業で習った内容全般

質問 17. 「日本語学概論」で習得した知識は、日本語教育能力検定試験や登録日本語教員のための基礎試験や応用試験など、日本語教員の資格取得のための試験勉強として役にたちましたか。

- ・ はい (5)
- ・ いいえ (0)
- ・ 受験しないので分からない (1)

質問 18. 「日本語学概論」を受講して、自分たちが学習してきた第二言語の英語などと同様に、日本語を一つの「言語」としても把握するようになりましたか。

- ・ はい (3)
- ・ いいえ (1)
- ・ どちらとも言えない (2)

質問 19. (「質問 18.」で「はい」と回答した方) どのような場面で、自身が日本語を「言語」としても把握するようになった、と実感しましたか。(3)

- ・ 敬語の種類を場面によって使い分ける時
- ・ 日本語教育の実習時
- ・ 日本語教育の実習時

質問 20. 「日本語学概論」を履修後に、日本語学で扱う分野全般について学習することにどのような意義があると感じましたか。該当する選択肢を全て選択してください。

- ・ 日本語について広く理解できたこと自体 (2)
- ・ 留学生など非母語話者から日本語に関する質問をされたときに、根拠を踏まえて説明できるようになったこと (1)
- ・ 高等学校までの国語の授業では得られなかった、言語としての日本語の知識を得られたこと (2)
- ・ 日本語教育や国語科教育の模擬授業などの教案作成の役に立ったこと (2)
- ・ 日本語教員の資格取得のための試験勉強として役にたったこと (3)
- ・ 国語科の教員採用試験に向けての試験勉強として役に立ったこと (1)
- ・ 特に意義は感じない (0)
- ・ その他 (0)

【21. ～26. まで：日本語史の履修に関する質問】

質問 21. 「日本語史」で習得した知識は、日本語教育実習関連の授業で、模擬授業の教案を作成する際に活かすことができましたか。

- ・ はい (2)
- ・ いいえ (1)
- ・ どちらとも言えない (3)

質問 22. (「21.」で「はい」と回答した方) 具体的にどのような知識が活かせましたか (2)

- ・ 信号機の青はなぜ青なのか
- ・ 授業で習った内容全般

質問 23. 「日本語史」で習得した知識は、日本語教育能力検定試験や登録日本語教員のための基礎試験や応用試験など、日本語教員の資格取得のための試験勉強として役にたちましたか。

- ・ はい (5)
- ・ いいえ (0)
- ・ 受験しないので分からない (1)

質問 24. 「日本語史」を受講して、自分たちが学習してきた第二言語の英語と同様に、日本語を一つの「言語」としても把握するようになりましたか。

- ・ はい (2)
- ・ いいえ (0)
- ・ どちらとも言えない (4)

質問 25. (「質問 24.」で「はい」と回答した方) どのような場面で、自身が日本語を「言語」としても把握するよ

うになった、と実感しましたか。(2)

- ・国語科の授業案作成時
- ・日本語教育の実習時

質問 26. 「日本語史」を履修後に、日本語の歴史について学習することにどのような意義があると感じましたか。該当する選択肢を全て選択してください。※「その他」を選択した場合は、具体的に内容を記述してください。

- ・現代語に至るまでの日本語の歴史的な変化についての知識を得られたこと自体 (4)
- ・留学生など非母語話者から日本語に関する質問をされたときに、日本語の歴史的な変化を踏まえて説明できるようになったこと (2)
- ・高等学校までの国語の授業では得られなかった、言語としての日本語の知識を得られたこと (1)
- ・日本語教育や国語科教育の模擬授業などの教案作成の役に立ったこと (1)
- ・日本語教員の資格取得のための試験勉強として役にたったこと (2)
- ・国語科の教員採用試験に向けての試験勉強として役に立ったこと (1)
- ・特に意義は感じない (0)
- ・その他 (1)

造語や流行語などに、より面白みを見いだせるようになって楽しい

4.2. アンケート結果の分析

このアンケートの対象者は国語科教員養成課程と日本語科教員養成課程の両方を履修している学生だが、国語教員免許と日本語教員資格の両方の取得を目指しているのは、卒業後の職業選択を意識してのことであることが分かった(質問1)。

質問2の回答によると、文法の学習に対して、「読解力を高めるために文法の勉強が必要だと感じた」、「文法的に正しい文を作るためには文法の勉強が必要だと感じた」、「入学試験に出題されるので受験のために勉強する必要があると感じた」と回答した学生(つまり、「文法の勉強が必要だと感じた(必要があると感じた) 」と回答した学生)はいずれの選択肢においても3分の1以下である。つまり、3分の2の学生は文法の学習が必要だと感じていないことになるが、「学校で文法を学習しなくとも、自然と日本語を話すことができているので特に文法を勉強する必要がないと感じた」とする回答も3分の1である。質問2以外の質問に対しては、過半数を超える回答が見られ、一定の傾向が見られるのに対して、質問2については、過半数を超える回答はなく、全ての選択肢に対して回答数が3分の1以下であることから、回答に偏りが見られない。つまり、必要だとも思っていないし、必要がないとも思っておらず、中学で現代日本語の文法を学習して以降の、現代日本語の文法を学ぶということへの意識の低さがうかがえる。要不要以前に、そもそも関心がないのである。

このことを踏まえると、中学での文法学習を経たうえで「何のために日本語の文法を学習しているのかは特に考えなかった」と回答する者もまた3分の1であることは、示唆的なものだと言える。これは統計上有意とはいいがたい数字ではあるが、学習したうえで、なお3分の1が「何のために日本語の文法を学習しているのかは特に考えなかった」と言っているのである。これは、やむを得ない少数意見なのか、それとも「3分の1も」と見るべきなのか、示唆的なものだと言える。

学生は、日本語学関連科目の受講によって日本語を一つの「言語」として把握できるようになったと認識しており(質問10、質問11、質問12、質問18、質問19)、これらの科目で得た知識を日本語教育の模擬授業や実習において生かすことができたと認識している(質問5、質問13、質問21)。日本語学関連科目の受講をとおして日本語を客観視し、言語として日本語を把握する視点が養われていることがうかがえる。また、日本語学関連科目が、日本語教員の資格取得のための試験勉強としても機能していることが明らかとなった(質問9、質問17、質問23)。

他方、国語科の模擬授業においては、日本語学関連科目で学んだ知識が役に立ったという実感をもつ学生は相対的に少なくなっている(質問7、質問15)。

これらを考え合わせると、国語科教員養成に日本語学領域の学びを必須として課しているにもかかわらず、国語

科の実際の授業においては、日本語学関連科目の内容に相当するような学びが少ないことが示唆される。このことから、国語教育において、日本語自体に対する理解や、日本語能力について、生徒自身の母語話者としての素養に依拠するところが多いということがうかがえる。言い換えれば、国語の授業とは、生徒の日本語そのものを磨き上げ鍛える場ではなく、生徒それぞれがばらつきのある日本語力を持ち寄り、その使い方を専ら学ぶ場ということになる。日本語そのものを教える学習が少ないからこそ、日本語学で学んだことを国語の授業に活かせるという実感がないのだろう。小説や説明的文章など、読むことに特化するような単元であっても、テキストを読み解く作業である以上、そこに語学的な学びや解説は可能である。つまり、文法に特化した単元が少ないことなどは、日本語学を活かせる場が少ないことの原因にはならない。生徒のほとんどが日本語母語話者であったとしても、彼らの日本語の語学力にはばらつきがあること、そして、学校教育全般におけるいわゆる「学力」というものは、各教科の学習内容を説明する教師や教科書の「言葉」に対する理解力、即ち、語学力に大きく影響されることを考えると、日本語そのものを学ぶ日本語学関連科目の学習内容と国語の模擬授業が結びついていないということは、ゆゆしきものとして受け止めなければならない¹⁰。国語科は本読みの科目ではなく、言葉それ自体を学ぶ科目でもあるはずだが、果たして今の国語科は生徒の日本語力を鍛えることに寄与しているのだろうか。国語とは言葉を学ぶもの、そしてそれはいわゆる語学的な学びも含むこと、それを国語教育が自覚していれば、単元が小説だろうが詩だろうが、そこに日本語学的な学びを取り入れることは当然である。国語科が生徒の日本語の語学力を高めることを等閑視することは、基礎のないところにひたすら応用ばかりを課されるような生徒を生み出すことにもつながる。そして、そのような生徒はどこで基礎的な日本語の力を鍛えるかといえば、そのような場所はもはや学校教育には存在しない。

国語科は英語などの外国語とは違い、母語話者を対象とする科目である。だからこそ、語学力の差やばらつきが可視化されず、それを埋めるための語学的な訓練もされず、教育が進められる恐れがある。いわゆる「教科書が読めない子供たち」（新井紀子 2018）とは、まさにこの問題の犠牲者といってもよいかもしれない。

日本語学関連科目の受講が、日本語教育には役に立つが、国語教育にはそこまで役に立つものではないと学生に認識されていることがうかがえる結果には、国語教育のもつ潜在的な問題、国語とは日本語を教える科目ではないという意識が垣間見える。したがって、日本語そのものを教えるということに国語教員が自覚的になるために、日本語学関連科目の受講をとおして日本語教育という世界に触れることは有効なものであると考えられる。

そして、国語教育の言葉を学ぶ科目としての機能の弱さも浮かびあがった。これは、国語教育がかかえている大きな問題であろう。しかし、これに関しても、日本語学関連科目を受講することが期待以上の効果を発揮している。例えば、質問 10。「日本語文法」を受講して、自分たちが学習してきた第二言語の英語などと同様に、日本語を一つの「言語」としても把握するようになりましたか。」に対して「はい」と回答した人への質問 11「どのような場面で、自身が日本語を「言語」としても把握するようになった、と実感しましたか。」への回答として「助詞 1 つで全然意味の違う文章になってしまうこと」、「友人と何気なく使っている言葉の意味や違いについて議論する際」、「これまで無意識に日本語を使っていたからこそ、それぞれの品詞がもつ役割をより意識するようになった。」などが挙げられている。ここには国語科教育や日本語教育の勉強を離れた日常的な場面で、まさに日本語を言語として捉え、その視点から日本語の語学力を自ら伸ばしている姿が映し出されている。つまり、小・中・高等学校における国語教育では特に言語としての日本語を把握することがなく、日本語の語学力を伸ばすことを意識しなかったが、大学で日本語学関連科目を受講することで言語としての日本語を意識するようになり、言葉の意味や機能に着目して日本語を運用できるようになったのである。これは日本語学関連科目の受講がもたらした大きな成果と言えるだろう。

5. おわりに

本稿では、岡山理科大学教育学部中等教育学科における、教員免許状と日本語教員資格の両方を有する人材の育成にむけての取り組みにおいて、日本語学関連科目が国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修している学生にとってどのような役割を果たしているのかをアンケート調査の結果に基づいて把握した。日本語学関連科目の受講によって日本語を一つの「言語」として客観的に把握できるようになっていること、日本語教育の模擬授業や教育実習時の知識的な土台として機能していること、日本語教員の資格取得のための試験対策として

機能していることが明らかとなった。しかし、一方で、日本語学関連科目で習得したことは、国語科教員養成課程における活動等と結びつけて意識されることはほとんどなく、学生にとっては、日本語学領域での学びと、国語科教育との関連が希薄であることが示唆された。

今回のアンケート調査に基づく考察は、そもそも対象者が少ないため限定的なものだが、今後も調査を行い、継続して確認すべき要点が見えてきたと言えるだろう。例えば、「質問2. 「日本語文法」を受講する以前、中学時代に国語科で現代日本語の文法を学習して以降に文法学習について感じていたことを教えてください。（後略）」に関しては、現代日本語の文法を勉強するということに対して、要不要といった意見そのものをもっていないようにも思われるが、さらに詳細に確認する選択肢を増やし、その実態の把握に努めるべきだろう。また、質問7「「日本語文法」で習得した知識は、国語科教育実習関連の授業で、模擬授業の教案を作成する際に活かすことができましたか。」に関しては「いいえ」と回答した理由を尋ねる必要もあるだろう。

また、日本語学関連科目のうち「日本語学概論」や「日本語史」が教員採用試験に役に立ったと回答した者は1名しかいない（質問20、質問26）。このことは、教員採用試験に日本語学関連の内容が出題されていないことに由来するのか、それとも、国語科の教員にとっては大して必要がないと考えているから勉強しない、あるいは、教員採用試験にも出題されないから勉強しないなどの理由によるのか。この問いに対しては、教員採用試験で出題されないから勉強しないだけで、日本語学関連科目で扱われる内容は本当は大事だと思っているのか、あるいは、教員採用試験にも出ないことからそもそもそれらは必要がないものだと思っているのか、さらに踏み込んだ調査が必要だろう。このように、今後、継続的に調査していくうえで、次の調査に向けて重点のおきどころが明確になってきことや注視すべきポイントが見えてきたこともまた、今回の取り組みの成果であろう。

注

- 1 先行研究に、日本語教育実習に主眼をおいて日本語学関連科目に該当する科目に言及するものはある。例えば、高梨信乃他（2022）は、「日本語教育実習」における実習生の学びと変化について考察するなかで、日本語学分野の科目である「国語学概論 a」における学習内容を具体例として挙げ、修了時のアンケートの「(4) 「日本語教育実習」を含めてこれまで履修した日本語教師養成講座の科目についての意見（記述式）」の回答に対する考察として、「授業で得た知識」を日本語教育実習に活かすためには「授業担当者が「知識の応用の方向性」を具体的に示すこと、特に「日本語教育実習」を仕上げとするカリキュラム構成をふまえた丁寧な説明がさらに必要であること」を指摘している（p.103）。しかし、本稿のように日本語学関連科目が国語科教員養成課程と日本語教員養成課程の両方を履修する学生に対してどのような意義や機能があるのかを考察する論文は、管見の限り見当たらなかった。
- 2 2024 年度に実施された自治体の教員採用試験において、日本語教育能力を有していると認められる受験者への加点は、神戸市（10 点加点）、佐賀県（5 点加点）、大阪府（10 点加点）などが挙げられる。
- 3 出入国在留管理庁ホームページ『出入国在留管理庁』「最近の入管法改正」に基づく。
- 4 出入国在留管理庁ホームページ『出入国在留管理庁』「特定技能制度に関する Q&A」 「Q8」の回答に基づく。
- 5 文部科学省ホームページ『文部科学省』「CLARINET へようこそ」の「指導者」 「Q11」への回答より引用。
- 6 教員免許状を取得するには、取得したい免許状に対応した教職課程のある大学・短期大学等に入学し、法令で定められた科目及び単位を修得して卒業した後、各都道府県教育委員会に教員免許状の授与申請を行うことが必要である。教員免許状は、一種、二種などの種類、小学校、中学校、高等学校などの校種、国語、英語、理科などの教科によって区別される。（上記の内容は、文部科学省ホームページ『文部科学省』「教員免許状に関する Q&A」 「1-2 学校の教員になりたいと思っています。まずはどうしたらいいですか?」、「1-4 教員免許状はどのようなものがありますか?」に基づく。）小・中・高等学校等における日本語教育能力を有する人材の需要に対応するには、日本語教員資格を有していれば、取得している教員免許状は、小学校、中学校、高等学校などの校種であれば、種類も、教科もいずれのものでもよい。日本語教員資格については、2024 年 4 月から登録日本語教員（国家資格）の制度が施行され、その資格を取得することになる。
- 7 このことについて、森（2024）は「（前略）ほとんどの日本語母語児童生徒は「外国語としての日本語」を意識せずに過ごし、外国ルーツ児童生徒だけが日本語指導と国語の授業を両方受けているというのが現状である。こ

のように現状大部分を占める日本語母語児童生徒から見ると国語教育は経験済みのことで、日本語教育はほとんど目に入らないということになる。この差は大きい。「外国語としての日本語」という意味では、むしろ英語教育の経験の方が近い可能性もある。しかし、現状の学校教育では外国語教育といいつつも英語一択であるため、「外国語としての日本語」という意識も芽生えにくい。このようにして、大部分の日本語母語児童生徒の日本語教育へのファーストタッチは大学教育になることがほとんどである。」(pp. 103-104)と指摘している。

8 これらの科目の授業担当者は筆者である。

9 本稿は、令和6年度第13回倫理審査委員会において、研究計画名「教員養成系学部が開講する日本語学分野関連科目における国語科教員養成と日本語教員養成にかかる実践研究と、日本語学習者(児童生徒)を対象とした教材の開発」として、倫理審査の承認を受けている。

10 日本語学関連科目で習得したことと国語科の模擬授業等とが結び付かないことの一因として、そもそも国語科の模擬授業で古典文法を扱うことがあっても、現代日本語の文法を扱うことがない、ということが挙げられる。そもそも教育現場において現代日本語の文法に充てる時間数は少なく、教育実習で学生が現代日本語の文法の単元を担当する可能性が極めて低いため、「国語科教授法」等の授業で現代日本語の文法を模擬授業で扱うことはほぼないとのことである。なお、日本語学関連科目担当者として、学生が模擬授業での教材研究等において、日本語学関連科目で習得した知識を生かせるようになる工夫をする余地はあるだろう。

引用文献

新井紀子(2018).『AI vs.教科書が読めない子どもたち』東洋経済新報社

石田敏子(1998).『改訂新版 日本語教授法』大修館書店

岡山理科大学教育学部(2024).『履修の手引き 令和6年度(2024年度)』

岡山理科大学教育学部中等教育学科(2022).「中等教育学科における国際日本語教員養成課程 科目一覧」

厚生労働省(2024).『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】(令和5年10月末時点)』(<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001195787.pdf>) (2024/12/31)

笹井香・奥野新太郎(2024).「「型」を用いた文章法」による教育実践—文章作成能力の向上をめざす取り組みとその効果—」『岡山理科大学紀要B』60, 91-108

柴田武(1976).「世界の中の日本語」『岩波講座日本語1 日本語と国語学』岩波書店

出入国在留管理庁ホームページ『出入国在留管理庁』「特定技能制度に関するQ&A」の「Q8」(<https://wwwm.oj.go.jp/isa/policies/ssw/faq.html>) (2024/12/31)

出入国在留管理庁ホームページ『出入国在留管理庁』「最近の入管法改正」(https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/h30_kaisei.html) (2024/12/31)

高梨信乃・日高水穂・アンドリュウ・バーク・藤田高夫・池田佳子・古川智樹・竹口智之・奥田純子・亀田美保(2022).「日本語教育実習における実習生の学びと変化—日本語教師養成講座の改善にむけて—」『関西大学外国語学部紀要』26, 関西大学外国語学部, 89-105

内閣府(2024).『令和6年度 年次経済財政報告(経済財政政策担当大臣報告)—熱量あふれる新たな経済ステージへ—』p.200 (https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je24/index_pdf.html) (2024/12/31)

森篤嗣(2024).「「日本語教育」を学ぶことの意味(2)—国語教育と日本語教育をつなげる—」『日本語学』2024年夏号, 43-2, 通巻517号, 明治書院, 102-111

文部科学省ホームページ『文部科学省』「教員免許状に関するQ&A」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/main13_a2.htm) (2024/12/31)

文部科学省ホームページ『文部科学省』「日本語指導の対象となる児童生徒」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341927.htm) (2024/12/31)

文部科学省ホームページ『文部科学省』「CLARINETへようこそ」 「指導者」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341929.htm) (2025/03/16)

文部科学省総合教育政策局国際教育課(2024).『令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について』(https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_4.pdf) (2024/12/31)

The Role of Courses Related to Japanese Linguistics in the Training of Teachers of Japanese as a National Language and Teachers of Japanese as an Additional Language

Kaori Sasai

(Okayama University of Science)

The Department of Secondary Education in the Faculty of Education at Okayama University of Science is working to develop human resources with both a teaching license of Japanese as a national language and teaching qualifications of Japanese as an additional language, which has become a pressing issue in recent years as the number of students requiring Japanese language instruction in elementary, junior high, and senior high schools has increased. Based on the results of a questionnaire survey, the role of courses related to Japanese linguistics was clarified for students enrolled in both the Japanese as a national language teacher training course and the Japanese as an additional language teacher training course. As a result, it became clear that courses related to Japanese linguistics enable students to objectively recognize the Japanese language as a single “language,” that they function practically as a knowledge base for mock classes in Japanese as an additional language education and for teaching practice, and that they function as test preparation for Japanese as an additional language teacher’s certification. On the other hand, the content of courses related to Japanese linguistics is not considered in training of teachers of Japanese as a national language, suggesting that there is little connection between the field of Japanese linguistics and learning in Japanese as a national language in the students' awareness.

Keywords: Courses related to Japanese linguistics, Training of teachers of Japanese as a national language, Training of teachers of Japanese as an additional language, Training of teachers of Japanese as an additional language in faculty of education